

大阪府消費者教育推進地域協議会設置要綱

(設置)

第一条 大阪府における消費者教育を推進するため、大阪府消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 協議会は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、協議会の構成員相互の情報交換及び調整を行うこと。
- (2) 大阪府消費者教育推進計画(大阪府消費者基本計画の消費者教育に関する事項が該当)に関して意見を述べること。
- (3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項を定めること。

(構成)

第三条 協議会の委員は、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）の委員がこれを兼ねる。

(任期)

第四条 協議会委員の任期は、審議会委員の任期とする。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、審議会の会長がこれを兼ねる。

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、審議会に置かれた専門委員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、審議会の庶務に関する規定により行うものとする。

附則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。